

春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金交付要綱

(通則)

第1条 市は、愛知環状鉄道株式会社（以下「会社」という。）が鉄道の安全安定輸送・利便性向上に資する修繕・施設整備に要する経費の一部について、国並びに愛知県、岡崎市、瀬戸市及び豊田市と協調し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、補助対象事業者が行う安全性・利便性の向上に資する次に掲げる設備の整備等であって、市長が認める事業とする。

- (1) 信号保安設備
- (2) 保安通信設備
- (3) 防護設備
- (4) 停車場設備
- (5) 線路設備
- (6) 電路設備
- (7) 変電所設備
- (8) 車両設備
- (9) その他設備

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び調査費とし、消費税及び地方消費税は含まないものとする。ただし、補助対象事業者の令和元年度営業収益の額から補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度営業収益の額を差し引いた額を補助対象経費の限度額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に6分の1を乗じて得た額に100分の7.8を乗じて得た額以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 会社は、補助金の交付を受けようとするときは、春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金交付申請書(第1号様式)に国、県への補助金交付申請書の写し及び国、県の補助金交付額が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、これを審査の上、春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金交付決定通知書(第2号様式)を会社に送付するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 会社は、第5条による申請を取り下げようとするときは、前条の通知を受領した日から起算して30日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更の申請)

第8条 会社は、交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金交付決定変更申請書(第3号様式)に国、県への補助金交付申請書の写し及び国、県の補助金交付額が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更が生じない軽微な変更については、この限りではない。

(交付決定の変更及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による変更申請があったときは、これを審査の上、春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金交付決定変更通知書(第4号様式)を会社に送付するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第10条 会社は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を記載した書面を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 会社は、補助対象事業が予定の期間内に完了できないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合その他市長から要求があった場合は、速やかに春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金事業状況報告書(第5号様式)に事業実施状況が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 会社は、市長から要求があったときは、速やかに前項の状況報告書に前項に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 会社は、補助対象事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金実績報告書(第6号様式)に事業完了実績が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときは、補助金の交付を受けようとする会計年度の翌年度の4月30日までに春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金年度終了実績報告書(第7号様式)に交付決定年度の終了実績が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、これを審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金確定通知書(第8号様式)により会社に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 会社は、前条の規定による通知を受けた補助金の支払いを受けようと

するときは、春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金支払請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の経理）

第15条 会社は、補助対象事業に係る収入及び支出に関する帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を保存しなければならない。

2 前項の帳簿等は、補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

（取得財産等の整理）

第16条 会社は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

（財産の処分の制限）

第17条 会社は、取得財産等（取得価格又は効用の増加価格が500,000円以上のものに限る。）について、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案し、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成22年国土交通省告示第505号）に定める期間に準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

2 会社が、前項の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

（帳簿等の保存）

第18条 会社は、次に掲げる帳簿等を保存しなければならない。

(1) 取得財産等の得喪に関する書類

(2) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項に規定する帳簿等の保存期間は、財産の処分制限期間を経過する日ま

での間とする。

(検査等)

第19条 市長は、会社に対し、補助対象事業に関して必要な指示をし、報告を求め、検査をすることができる。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月24日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名

春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助事業の目的及び内容

(1) 目的

(2) 内容

2 補助対象経費の額

金 円

3 補助金交付申請額

金 円

4 補助対象事業及び補助対象経費の負担内訳等

5 添付書類

(1) 国、県への補助金交付申請書の写し

(2) 国、県の補助金交付額が分かる書類

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

様

春日井市長

春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 号の申請について、春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定します。

- 1 補助事業の内容

- 2 補助対象経費及び補助金の額
補助対象経費 金 円
補助金の額 金 円

- 3 補助金の交付の条件等

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

(宛先)春日井市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名

春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金交付決定変更申請書

年 月 日付け 号で補助金交付決定通知のあった
年度春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金の補助対象事業について、次
のとおり変更したいので、春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金交付要綱第
8条の規定により申請します。

1 変更する理由

2 変更事項及びその内容

3 補助金の額

交付決定変更申請額	金	円
交付決定済額	金	円
増減額	金	円

4 添付書類

- (1) 国、県への補助金交付申請書の写し
- (2) 国、県の補助金交付額が分かる書類

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

様

春日井市長

春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け 号の補助金の交付決定の変更申請について、春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり交付決定を変更します。

1 補助事業の内容

2 補助金の額

交付決定変更申請額	金	円
交付決定済額	金	円
増減額	金	円

3 補助金の交付の条件等

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

(宛先)春日井市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名

春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金事業状況報告書

年 月 日付け 号で補助金交付決定通知のあった
年度春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金に係る補助対象事業の実施
状況について、春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金交付要綱第11条の規定
により、次のとおり報告します。

- 1 補助対象経費の額
金 円
- 2 補助事業の完了年月日
当初 年 月 日
見込み 年 月 日
- 3 添付書類
事業実施状況が分かる書類

第6号様式（第12条関係）

年 月 日

(宛先)春日井市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名

春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金実績報告書

年 月 日付け 号で補助金交付決定通知のあった
年度春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金に係る事業が完了しました
ので、春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金交付要綱第12条の規定により、
次のとおり報告します。

- 1 補助対象経費の額
金 円
- 2 補助事業の完了年月日
年 月 日
- 3 添付書類
事業完了実績が分かる書類

第7号様式（第12条関係）

年 月 日

(宛先)春日井市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名

春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金年度終了実績報告書

年 月 日付け 号で補助金交付決定通知のあった 年度春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金に係る事業の年度終了実績について、春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助対象経費の額
金 円
- 2 補助事業の終了年月日
年 月 日
- 3 添付書類
交付決定年度の終了実績が分かる書類

第8号様式（第13条関係）

年 月 日

様

春日井市長

春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金確定通知書

年 月 日付け 号で実績報告のあった 年度春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金について、春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり額を確定します。

確定補助金額 金 円

第9号様式（第14条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名

春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金支払請求書

年 月 日付け 号で額の確定通知のあった補助金について、春日井市愛知環状鉄道整備改修費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、次のとおり請求します。

- 1 支払請求額 金 円
- 2 受取人 住所
氏名
- 3 振込先
金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人